

## 【韓国】 図書定価制の拡大

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 2014 年 5 月 20 日、図書定価制の対象図書の拡大、割引率の縮小等を目的として、出版文化産業振興法が改正された。同年 11 月 21 日に施行される。

-----

### 1 背景及び経緯

図書定価制とは、韓国における図書の再販売価格維持制度（再販制度）の呼称である。1977 年、出版・書店業界の自主的な協定に基づき、韓国で全国的な図書定価制が導入された。当初、図書定価制は有効に機能していたが、1990 年代の価格破壊の急速な進行や、1990 年代後半以降のオンライン書店の登場により、割引販売が公然と行われるようになり、図書定価制は形骸化した。自主的な協定では図書定価制の維持は困難と判断した出版・書店業界が法制化を目指して運動を進めた結果、2002 年 8 月、図書定価制に関する規定を盛り込んだ出版及び印刷振興法（後に出版文化産業振興法に題名変更。以下「振興法」）が制定され、翌 2003 年 2 月に施行された。

法制化された図書定価制は、①通常書店は定価割引不可、オンライン書店は定価の 10%以内の割引可能、②定価割引以外の特典（景品、クーポン、ポイント等）に関する規制なし、③発行日から 1 年を経過した図書を定価制の対象外とする時限再販等、オンライン書店に有利な内容であり、大規模な割引販売を進めたいオンライン書店と、完全図書定価制の導入を訴える通常書店の対立が生じた。

その後の振興法及び下位法令の改正により、①通常書店も定価の 10%以内の割引を可能とする、②定価割引以外の特典に関する規定の新設（実際の販売価格の 10%以内の範囲で提供可）、③時限再販の期限の 1 年から 18 か月への延長等が行われたが、依然として通常書店は厳しい経営を余儀なくされている。

今回の法改正は、図書定価制を一層拡大させることを目的としたもので、2013 年 1 月 9 日に最大野党民主党（現新政治民主連合）崔載千（チェ・ジェチョン）議員により発議された振興法改正案が元になっている。定価の割引率等をめぐり国会審議が難航したが、最終的に定価割引以外の特典も含めた割引率を定価の 15%以内とすることで合意され、2014 年 4 月、同法案は国会本会議を通過した。概要は次のとおりである。

### 2 改正法の概要

#### (1) 時限再販の廃止及び定価変更規定の新設(第 22 条第 2 項)

改正前は、旧刊（発行日から 18 か月を経過した図書）を図書定価制の対象外とする時限再販規定が置かれていたが、法改正により削除され、旧刊も対象に含められた。ただし、旧刊は大統領令の規定により定価を変更できる規定が新設された。

#### (2) 実用書及び小学生用学習参考書への適用(第 22 条第 4 項)

改正前は、図書定価制の対象となる図書の範囲を独占規制及び公正取引に関する法律の規定による再販対象著作物としていたため、実用書及び小学生用学習参考書は対象外であったが、法改正により当該規定が削除され、これらの図書も対象となった。

### (3) 割引率の縮小(第 22 条第 5 項)

改正前の振興法及び同法施行規則では、新刊（発行日から 18 か月未満の図書）は定価の 10%以内、旧刊は無制限の定価割引がそれぞれ可能であった上、実際の販売価格の 10%の範囲で、定価割引以外の特典を提供することが可能であった。このため、図書定価制の適用を受ける新刊であっても、両者を合わせて最大 19%の割引販売が可能であった。法改正により、新刊、旧刊ともに定価割引は 10%以内、定価割引とそれ以外の特典を合わせた割引率は 15%以内と定められた。

### (4) 図書館への適用(第 22 条第 6 項)

改正前は、図書館に販売する図書は、図書定価制の対象外と規定されていた。しかし、図書館が適用外となっていることが、図書定価制が有名無実化する一因とみなされていたため、法改正により図書館が適用外機関から除外された。

### (5) 図書定価制の見直し(第 27 条の 2)

文化体育観光部（部は省に相当）長官が、図書定価制を 3 年ごとに見直し、廃止、緩和、維持等の措置を講ずる規定が新設された。

表 出版文化産業振興法の改正前と改正後の図書定価制の比較

|                              | 改正前                                           | 改正後                                   |
|------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------|
| 定価割引                         | 新刊：10%以内<br>旧刊：無制限（適用外のため）                    | 新刊、旧刊ともに 10%以内（旧刊は大統領令の規定により定価の変更が可能） |
| 定価割引以外の特典<br>（景品、クーポン、ポイント等） | 実際の販売価格の 10%以内<br>（新刊の場合は、定価割引と合わせて最大 19%の割引） | 定価割引と合わせて 15%以内                       |
| 適用外の図書                       | 実用書、小学生用学習参考書、<br>外国図書、中古図書                   | 外国図書、中古図書                             |
| 適用外の機関                       | 図書館、社会福祉施設等の施設                                | 社会福祉施設等の施設（図書館を除く）                    |

（出典）出版文化産業振興法の条文等を基に筆者作成。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 6 月 18 日現在である。)

- ・「출판문화산업 진흥법 일부개정법률안」 <[http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\\_id=PRC\\_A1S3Y0M1C0J9R1J3N2F9N5G8B3F1R2](http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_A1S3Y0M1C0J9R1J3N2F9N5G8B3F1R2)>
- ・「[출판문화산업 진흥을 위한 도서정가제 법제화 공청회] 자료집」 <[http://www.wansan.co.kr/gnbd/bbs/board.php?bo\\_table=policy\\_data&wr\\_id=7&page=2](http://www.wansan.co.kr/gnbd/bbs/board.php?bo_table=policy_data&wr_id=7&page=2)>
- ・「(출판계 리포트) 도서정가제 개정안 통과와 후속 과제」 <<http://www.kfoba.or.kr/contents/sub0104.asp?mode=view&idx=2652>>
- ・館野晰・文[ヨン]珠『韓国の出版事情ガイド』出版メディアパル、2008.